

令和5年9月1日付けをもって次の通り遊漁規則を認可したので、公示する。

令和5年9月1日  
神奈川県知事 黒岩 祐治

1. 漁業権の免許番号、漁業権者の住所及び名称

漁業権の免許番号	住 所	名 称
内共第1号	愛甲郡愛川町半原 914-3	相模川漁業協同組合連合会
内共第2号	愛甲郡愛川町半原 914-3	相模川漁業協同組合連合会
内共第3号	小田原市桑原 862 番地 2 先	酒匂川漁業協同組合
内共第4号	小田原市板橋 94	早川河川漁業協同組合
内共第5号	足柄下郡箱根町箱根 561	芦之湖漁業協同組合
内共第6号	足柄下郡湯河原町土肥 6-2-1	湯河原観光漁業協同組合

2. 遊漁についての制限の範囲、遊漁料の額及びその納付の方法、遊漁承認証に関する事項、遊漁に際し守るべき事項、その他農林水産省令で定める事項

別記のとおり

3. 遊漁規則の施行の日

令和5年9月1日